

# 会員証(ポイントカード)ガイドブック

公益社団法人柏崎市シルバー人材センターの会員証について、下記のとおり説明します。

## 目的等

本会員証は、公益社団法人柏崎市シルバー人材センター(以下「センター」という)に入会した会員に身分を証明する証として、センターの会員証規約に基づいて発行します。

本会員証は、会員の拡大と維持を目的とした、QRコードによりポイントが貯まり、貯まったポイントを一定の条件下で還元する仕組みを有しています。

本会員証は、会員サービスの一環として、センターと提携した店舗等において割引などの特典が得られる「フレンドショップ」の機能を有しています。

本会員証は、提示を求められた場合に、提示できるよう常に携帯してください。

## ポイント付与について

ポイントは以下の場合に付与します。

### 1 参加ポイント

#### (1) 来館ポイント

- センター事務局に来所した時、受付にあるQRコードリーダー(読み取り機)にかざすことにより、1日1回を限度に付与します。貯まったポイント数の確認もできます。付与することができるのは本人のみです。他の会員のカードを預かって付与することは出来ません。
- 付与できるのは事務所開設日のみです。(年末年始・祝祭日を除く平日の8時15分から17時15分)。

## (2) イベント参加ポイント

- センターの総会、各種研修会、地区懇談会等、クリーン作戦などの清掃ボランティア、センター主催講座や教室等に参加された場合に付与します(案内ハガキの回収または参加者名簿での確認にてポイントを付与)。
- センターが運営する「みんなの農場」で行うボランティア作業、センター主催の研修旅行への参加、会員忘・新年会への参加、そのほか理事長が必要と認めたイベントに参加した場合に付与します。

## 2 貢献ポイント

### (1) 入会貢献ポイント

- 入会時及び年度更新時(毎年1回)にポイントを付与します
- 会員を勧誘又は紹介した場合、紹介した会員に付与します。また、紹介した方が入会された場合は、更に追加付与します。

### (2) 受注拡大貢献ポイント

- 就業1回ごとにポイントを付与します(就業実人員で算出)。
- 会員が自らセンターに仕事を発注した場合に付与します。
- 会員が仕事を紹介し、契約に結び付いた場合に付与します。
- 会員が刃物研ぎを持ち込んだ場合に付与します。

### (3) 地域・組織貢献ポイント

- 正・副地区委員長を引き受けた場合に付与します。
- 正・副地区班長を引き受けた場合に付与します。
- 正・副職群班長・安全担当を引き受けた場合に付与します。

- やまゆりのボランティアによる店番を引き受けた場合に付与します。
- 買い物支援のボランティアに参加した場合に付与します。
- 上記の他、理事長が必要と認めた活動に参加した場合に付与します。

### 3 特別ポイント

- 新たにヘルパー(初任者研修)資格を取得した場合に付与します。
- 所定様式でヒヤリハット事例を提出した場合に付与します。
- 事務局指定の「安全マーク」取得ごとに付与します。
- 会員表彰規定により表彰された場合に付与します。
- その他、理事長が特別に認めた場合に付与します。

## ポイント還元について

ポイントは以下の場合に還元します(自動的に還元はしませんので、所定の用紙で事前申請をしてください)。

- やまゆりの買い物券に替えることができます(本人のみ使用可能、1ポイント1円で計算し、100ポイント単位での還元とする)。事前に事務局に申請が必要です。
- 次年度の会費に充当できます(ただし、1ポイント1円で計算し2,000ポイント以上貯まっている場合に限る)。利用しようとする前年度の3月末日までに申請が必要です。
- センターが主催する研修旅行会費に充当できます。
- センターが主催する忘・新年会会費に充当できます。
- 会員自らがセンターに発注した仕事の請求額のうち事務費の範囲内で充当できます。
- 会員を退会した場合、残ったポイントは、本人名義でセンターに発注した仕事の請求額のうち事務費の範囲内で充当できます(ただし、その場合の有効期限は退会した年度の翌年度末まで)。

## 会員証(ポイントカード)のグレード

会員証(ポイントカード)は、下記の条件で3段階にグレードが上がります。

- 初年度または入会時は全員「ブルーカード」です。
- 通算 5,000 ポイント貯めると、翌年度から「シルバーカード」となり、「参加ポイント」の付与率が2倍になります。
- 通算 10,000 ポイント貯めると、翌年度から「ゴールドカード」となり、「参加ポイント」の付与率が3倍になります。
- 途中でポイントを使用しても通算ポイントは履歴として残りますので、グレードアップの妨げにはなりません(一度上がったグレードはポイントを使用しても下がりません)。
- 一度退会して、再入会した場合は、最初の「ブルーカード」に戻ります。

## フレンドショップについて

会員証(ポイントカード)は、センターと提携した店舗等で提示すると様々な割引などのサービスを受けることができます(詳しくはフレンドショップ一覧をご覧ください)。

## 共通ルール

会員証(ポイントカード)には、下記のルールを適用します。

- 本会員証は「会員証規約」に基づき、運用します。
- 会員証の有効期限は退会時までとします。貯まったポイントについては本ガイドブック3ページのポイント還元についてをご覧ください。
- ポイントは使用するとその分減りますが、通算ポイントの履歴は残りますのでカードのグレードには影響しません。
- ポイントの付与はその都度行いますが、イベントなど集計が必要な場合や、条件によって付与の時期が異なります。

- 貯まったポイント数の確認は、事務所の受付に設置してあるカードリーダーに会員証をかざすことで確認できます。
- ポイント履歴が必要な方は、申請すれば、「ポイント履歴確認書」を発行します。
- 配分金明細書には、現在貯まっているポイント数が表示されます。
- 来館ポイントの付与は、1人1日1回となります(何回もかざしても付与されません)。
- 付与されるポイントは、本人のみとします(他人のカードを使用することは禁止します)。
- 退会する場合は、必ずカードを返却してください(退会後の使用はできません)。
- 一度退会して、再入会した場合は、以前に貯めたポイントやカードのグレードはリセットされます(通算せず、最初からになりますのでご了承ください)。
- カードのグレードが上がる時期は3月末日とし、該当者に次年度初めに新カードを送付します(年度内にグレードアップの基準を満たしていても、新しいカードのグレードは翌年度からとなります)。
- シルバーカード2倍、ゴールドカード3倍のポイント付与率が加算されるのは「参加ポイント」で、「貢献ポイント」「特別ポイント」の倍率は通常のままとなります。
- 会員証を紛失した場合は、再発行申請をしてください(再発行手数料 300 円の実費を申し受けます)。
- 加算されるポイント、還元できるポイントの詳細は、巻末のポイント一覧をご覧ください。
- 会員証規約の改廃は、理事会によって議決承認され、総会に報告するものであるため、本ガイドブックはそれに沿って作成するものです。

お問い合わせ先

公益社団法人 柏崎市シルバー人材センター

電話 0257-24-2148 FAX 0257-22-2438

Eメール [silver@coral.ocn.ne.jp](mailto:silver@coral.ocn.ne.jp)

